



AUDIT QUALITY REPORT 2020

監査品質に関する報告書
アーク有限責任監査法人

ARK

アーク有限責任監査法人

 **KRESTON**





AUDIT QUALITY REPORT

監査品質に関する報告書

アーク有限責任監査法人



CONTENTS

1

理事長からのご挨拶 ————— 4

社名について
当社が目指すもの

2

アーク有限責任監査法人のガバナンス体制 ——— 8

1. 組織
2. 社員会
3. 理事会（経営執行機関）
4. 監事会
5. 公認会計士である社員以外の者が
公認会計士である社員の監査証明業務の執行に
不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

3

品質管理体制 ————— 10

品質管理組織
業務の執行の適正を確保するための措置

4

監査業務管理体制及び運営の状況 ————— 12

品質管理に関する責任
職業倫理及び独立性
監査契約の新規の締結及び更新
専門要員の採用、教育・訓練及び人事評価
業務の実施
品質管理システムの監視
セキュリティー・ポリシーとITグループ
社内へのメッセージ並びに健康管理
通報制度





5

外部機関によるモニタリング _____ 20

当社が所属するKreston Internationalでの品質管理レビュー
日本公認会計士協会による品質管理レビュー
公認会計士・監査審査会による検査

6

海外ネットワーク _____ 22

Kreston Internationalの概要
拠点数
人員数
ジャパンデスク
グループ監査への対応

7

法人概要 _____ 24

名称
監査法人の沿革
理事長
所在地
財務データ
被監査会社数
上場会社等主要な被監査会社名

8

監査法人のガバナンス・コードへの 対応状況について _____ 28

原則01 監査法人が果たすべき役割
原則02 組織体制の強化
原則03 経営機能の監督・評価
原則04 業務体制の整備
原則05 透明性の確保



1

理事長からのご挨拶

社名について

「アーク」は旧約聖書の出エジプト記に出てきますが、モーセが神から指示されて民に作らせたアカシアの木でできている「契約の箱」と言われているものであります。当社はこれを社名として用いています。

アークの中には、モーセが神から授かった十戒が記載された石板や律法が記載された書面が入っていると聖書に記載されており、神との「契約の箱」と言われているものです。また、アークには知識の天使ケルビムの装飾があると聖書には書かれています。

ところで、当社は、監査法人として社会に対しての義務を果たす必要があり、また、クライアントに対しても恥ずかしくないようなサービス業務を提供することを目的とした会社であります。このため、アーク(契約の箱)には会計監査を通じた適切な投資判断となる会計情報の信頼度の提供という社会との契約やクライアントに会計監査を通じた有効なシステム提供という契約を、それぞれ守る組織であることが社名の由来であります。

そこで、このような社会及びクライアントとの契約を守るためには、社会環境の変化に対応できる監査法人でなければならないと考えています。

また、効率的な会計監査を提供するためには、クライアントの経営を十分に理解することが必要であり、それが、効率的な会計監査を行う重要な要因となるものと信じています。

その結果、無駄なコストをかけず、また、無駄な会計監査の時間を費やすことを防止することになり、クライアントにとっても当社の関係者にとっても有効な結果になるものと信じています。





当社が目指すもの

「社会環境の変化に対応できる会計監査を提供」

IT技術の進歩やAIなどの社会環境の変化、さらにはブロックチェーン理論の発展などにより、企業をとりまく社会経済環境は日々刻々変化しています。当社では会計監査においても社会環境の変化に敏感に感じ取り、その変化に適切な対応することが重要であると考えております。さらに、このようなことが失敗しない会計監査につながるものだと信じています。

2015年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)に沿って、各国の政府をはじめとして個別の企業もSDGsへの取組みを有価証券報告書等で開示を開始しています。

SDGsの大きな17の目標に関連して長期的成長が見込まれる企業へのESG投資判断も重要になっています。環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)のなかでも当社の提供するサービス業務では、業績悪化に直結するような不祥事の回避、リスク管理のための情報開示や法令順守、さらには、資本効率に対する意識の高さなどの関連で考えることができます。

このようにESGを通じたSDGsへの貢献は、当社がなすべき社会的な役割の一つであると認識しております。また、近年では働き方改革と称してテレワークが推奨されています。この2020年度においては新型コロナウイルス感染症により2020年4月7日には緊急事態宣言が発出されましたが、当社では事前にテレワークの準備を始め、その事態に備えてリモートによる会計監査を行えるようにクライアントとともにコミュニケーションを図ってまいりました。

これを契機に、監査実務のデジタル化を進め、引き続き社会環境変化に対応しておりますが、そのための検討会は、ITサポート部及び監査ツール委員会が中心となって担っております。

今後は、コロナ禍における監査業務の反省点等を教訓として、なお一層のデジタル対応監査業務を行うべく検討しており、データ入手と高度な統計的分析の自動化と異常点の絞り込みをシステム化することで、作業時間の効率化を図る予定であります。

社会環境変化に対応するための検討会開催状況



クライアントの経営を十分に理解したうえでの効率的な会計監査の提供

当社は、クライアントの経営者との徹底したコミュニケーションを重視しております。このことがクライアントの経営に関する理解を深め、無駄のない効率的な会計監査を進めることに繋がってまいります。当社の会計監査はコミュニケーションによりポイントの絞り込みが重要であると考えております。これは、クライアントに対しても当社にとっても有益な結果を生むものであると信じています。

このような密接なコミュニケーションを通じた効率的な会計監査の提供は、コロナ禍における監査業務でも有効に機能していることが立証されています。

効率的な業務時間の使い方を要求

当社が目指しているのは、単なる働き方改革ではありません。当社にとって監査業務は重要な仕事ですが、人生は仕事だけのためのものでなく、家族を大事にし、趣味も持ち、余暇を楽しむことができる環境にあることが重要であると信じています。このような考えが、無駄のない効率的な会計監査業務を行うという考えに繋がっているところでもあります。

効率的な業務時間の使い方としては、昨年から実施しているダブルディスプレイの活用や今年の初めから開始したテレワークの活用と同時位から開始された監査調書のデジタル化など、今後の監査業務の変革に合うような効率化も実施されています。

このような観点からIT関連投資金額は年々増加しており、次年度ではさらに多くの投資がなされる予定であります。

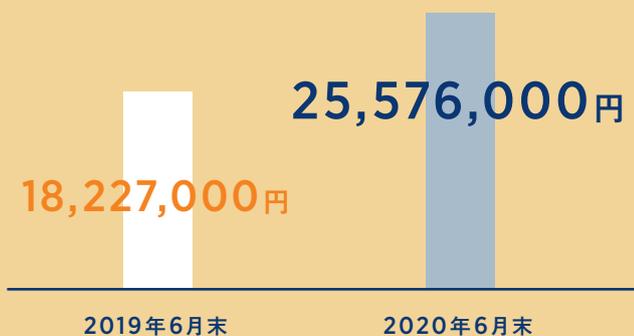
アーク有限責任監査法人は、あなたとともに

当社は、企業のステークホルダーに提供される会計情報を適切に開示されているかどうかを監査する専門会社です。会計情報は非常に重要な情報であります。

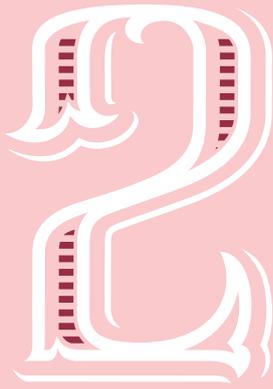
当社は、このように重要な会計情報を取り扱っており、ステークホルダーとの適切な会計情報を担保する契約（当社と複数の投資家との契約）とクライアントには適切な会計監査を提供する契約（当社とクライアントとの個別の契約）の履行を確実なものいたします。

ステークホルダーに対しても、クライアントに対しても、厳しさの中にもソフトな一面を持ってベストのサービスを提供し、ともに成長して日本経済にプラスとなることを望んでいます。

IT関連投資金額







アーク有限責任監査法人の ガバナンス体制

1. 組織

当社は、2019年7月1日より有限責任監査法人に移行しております。

当社の運営を行っている組織が、一般事業会社で言う取締役会に相当する理事会になります。理事会の上位に位置するのが社員会であり、監事会とともに理事会及び理事長の行動規範を監視するガバナンス体制をとっております。

2. 社員会

当社の社員会は、出資者である社員により構成されており、当社にとって重要事項を決定する機関となっております。社員会は一般事業を行っている株式会社における株主総会に該当するものであります。

一般事業を行っている株主総会と大きく相違する点は、社員は出資者であると同時に、監査業務の執行者であるという点であります。

社員会規程により社員会で決定する重要事項が定められておりますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても効果のあるものとして位置づけられております。

3. 理事会（経営執行機関）

当社の理事会は毎月第2週の月曜日に開催されております。当社の監査業務運営に関しては、理事長が全責任を負っております。

2020年6月末における理事会は6名により構成されており、理事の選任は3年毎に実施される社員による選挙によって行われております。そのため、理事の任期は3年であり、昨年(2019年)の7月から新理事ら(6名)による運営が開始されています。なお、近畿第一監査法人との合併により1名の理事が増員となっております。





理事会は、理事長が議長を務め、組織図にある監査業務部・監査サポート部・事務管理部の部長は各理事が務めております。また、組織図とは別に、組織運営委員会・監査ツール委員会・国際委員会・研修委員会・採用委員会・業務開発委員会・受嘱審議委員会・衛生委員会・懲罰委員会(非常設)という9の委員会があり、それぞれ理事が分担して委員会運営を担当しております。

理事会においては、これらの委員会活動状況について各理事から報告を受けるとともに、経営執行に係る重要な事項について協議を行い、決定し、担当理事から全社的に決定事項を発信して経営の業務執行を行っております。

4. 監事会

監事会は2名により構成されており、1名は社員より1名は社外(明治大学専門職大学院教授 秋坂朝則氏)より就任しております。監事会では、事業年度開始後に年間の業務監査計画書を作成し監査を実施しております。

監事両名は、理事会にも出席しており、理事等による業務運営が適切であるかどうかを監視し、運営状況についての客観的な意見を述べています。

理事会の開催回数及び各監事の理事会への出席状況並びに監事会の開催状況

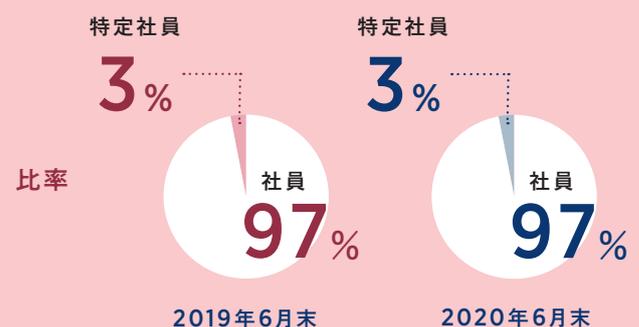
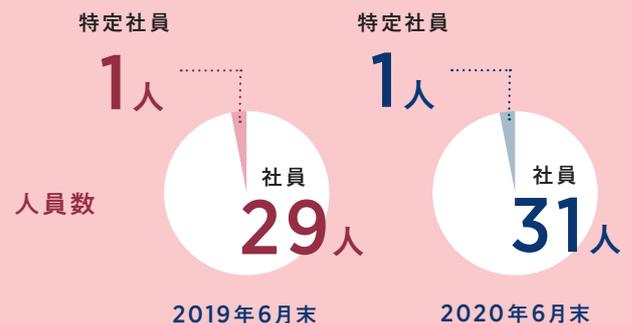
2020年6月期	
理事会開催回数	14回(うち、2回は臨時理事会)
社内監事参加回数	11回
社外監事参加回数	11回
監事会開催回数	2回

5. 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

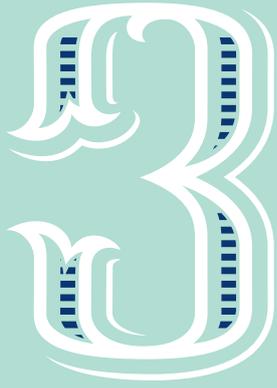
当社は特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しております。また、社員会及び理事会のメンバーのうち、特定社員の占める割合を25%以下としております。

当面は25%以下で推移する予定であります。

2019年6月末及び2020年6月末における社員及び特定社員の状況



なお、近畿第一監査法人との合併や地方オフィスの設置等に伴い、2020年10月1日での社員数は35名となっておりますので、特定社員の占める割合は3%であります。



品質管理体制

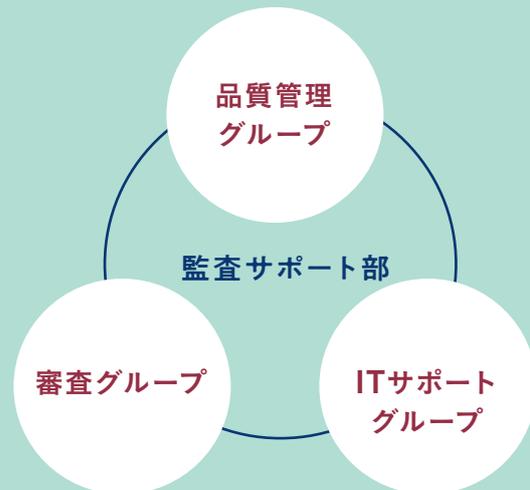
品質管理組織

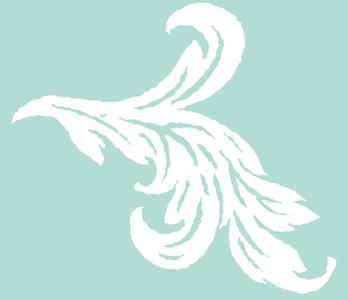
当社の品質管理を実施している組織は、監査サポート部であります。

監査サポート部には、品質管理グループ・審査グループ・ITサポートグループの3グループによって構成されています。

品質管理グループは、当社の品質管理システムの整備及び運用に関する役割を担っており、審査グループは、当社が行っている監査業務の審査状況を管理し、専門家への問い合わせの窓口になっております。

また、ITサポートグループは、監査に必要なIT技術の提供、IT利用監査手法などの開発及び提供を行っている部署であります。





業務の執行の適正を 確保するための措置

当社は、投資家などステークホルダーの保護を目的として、適正な財務開示を担保するために、社会的要求に応えるべく、適正な監査を実施することを基本方針としております。

1. 経営管理体制

当社の経営管理は理事会で行われており、理事長への一極集中がなされないようにデザインされています。

理事会においてはオープンな発言とともに、監事による監視もなされております。このように、経営の適正性は理事会により確保されていると言えます。

理事はそれぞれの経営上の役割を担っていますが、年に一度は理事長による業務の適正性が確保されているかどうかの確認がなされています。

また、ホームページを通じて通報制度を設けており、法令順守の監視制度が適切に行われていない場合には顧問弁護士に連絡されることになっております。

2. 法令順守に関する措置

監査証明を行うに当たって、法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社に書面で通知することとしています。

通知日から一定期間経過後なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合で、重大な影響を防止する必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を当局に申し出ることとしております。

また、法令違反等事実に対しては、社員会及び理事会並びに監査サポート部により事前に検討することとしております。

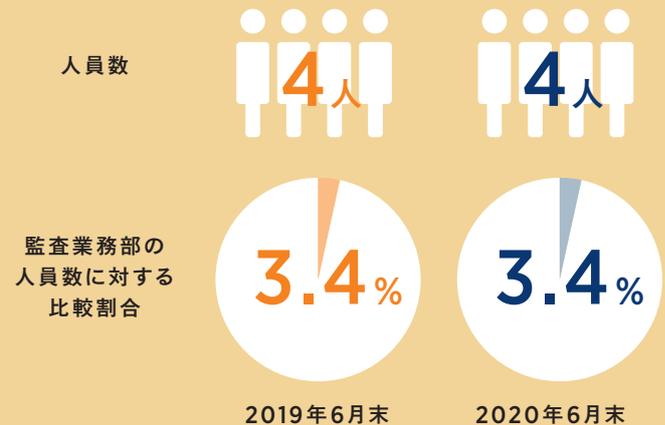


監査業務管理体制 及び運営の状況

品質管理に関する責任

当社は、社会的影響に鑑みて監査業務の質を重視しており、品質管理に関する方針及び手続に関して、理事長及び理事会構成員は当社の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。また、品質管理のシステムに関する整備及び運用に関する責任は、監査サポート部長(品質管理担当理事)が負っています。当社は、監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理の方針及び手続を諸規程として整備し、運用しております。

監査サポート部(品質管理担当部署)の人員数の状況



職業倫理及び独立性

1. 職業倫理

当社は、日本公認会計士協会の倫理諸則への遵守を社員及び職員全員(非常勤勤務者を含む)に求めています。

すべての監査責任者は、監査業務の専門職員が当社ので定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない形跡に対して注意を払う必要があり、必要に応じ専門職員に対して職業倫理に関する質問等を日常的に実施することとしております。





2. 独立性

当社は、独立性に関しては毎年8月に社員及び職員全員（非常勤勤務者を含む）に対して利害関係調査票および利害関係チェックリストの提出を求めています。また、新規に入社する社員及び職員に対しては、入社時に利害関係調査票および利害関係チェックリストの提出を求め、新規のクライアントが増加する都度、利害関係の有無の回答を全員に求めています。

さらに、エンゲージメント・チームは、クライアントの監査対象期間を通じてエンゲージメント・チームを構成するメンバーの利害関係調査を行うこととなっております。

当社においては、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準は15%としております。2期連続して報酬依存度が15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じてセーフガードを適用して阻害要因を除去するか、またはその重要性を許容可能な水準にまで軽減することとしております。

当社では、大会社等の監査業務については、継続して監査の業務執行社員となることのできる期間は、EP（エンゲージメント・パートナー）が原則として5会計期間、KAP（キー・オーディット・パートナー）は7会計期間として定めています。また、マネジャーに至っては、ジュニア時代からの通算年数が9年を超えないようにしております。

独立性の遵守状況は毎年全社員及び従業員並びに非常勤者に対して調査を行っておりますが、下記のように認識された違反事例はありません。

独立性の遵守状況の確認

独立性に関する
年次確認手続の回答率

100% 100%

認識された違反件数

0件 0件

2019年6月期

2020年6月期

監査契約の新規の締結及び更新

監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしております。

新規契約の前提としては、「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する規程」及び「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する運営マニュアル」に従って、利害関係の有無の調査とともに企業及び経営者等の姿勢及び方針の理解、業務内容、契約条件及び業務リスク（不正リスクを含む。）等を検討することを前提として、受嘱審議委員会の承認のもとに行われます。

監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等には、監査契約先の経営者の誠実性や当社が関連する職業倫理に関する規定を遵守することができるかどうかが含まれています。

問題点が識別された場合は、受嘱審議委員会において評価しますが、原則として受嘱してはならないこととしております。

専門要員の採用、教育・訓練 及び人事評価

①当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

以下は、当社の職位別の年間平均執務時間を示したものでありますが、過度な勤務体制とならないように専門要員の人事計画を立案しています。

当社の監査従事者の職位別年間平均執務時間

単位:h ■ 2019年6月期 ■ 2020年6月期



注) 1. 執務時間には、管理業務・研修時間を含み、具体的な業務の割り当てのない時間及び休憩時間は含みません。

2. 監査アシスタントの役割は、監査業務部に所属しており、一定の研修の下に当社の監査業務周辺の事務作業等のサポートを行います。基本は判断業務を伴わない監査周辺業務を行うことにより、専門家による判断業務への集中化と効率化に貢献しています。

また、女性の活躍推進は、当社の持続的成長のために必要不可欠であります。政府からも「女性活躍とSDGs～サステナビリティの実現に向けて」というリーフレットが配布されていますが、当社の経営でも多様性を意識しております。

当社に入社した方は極力、業務執行社員としてEPもしくはKAPになっていただきたいという方針であります。他の一般事業会社と比較しますと、時間短縮勤務、更には産休や育休を取りやすい環境にあることなどから、活躍しやすい環境下にあると考えられます。

各職位における女性比率は、下記の表のとおりであり、男女共同参画も重要であると認識していることから、今後は女性のパートナー比率も向上していくと考えられます。

各職位における女性比率





さらに社会環境の変化に対処するためには、有資格者の種類も多様性が必要であると考えております。

当社で日本の公認会計士以外の資格保有者の人数は、以下のようになっており、多面的な意見交換及び当社の委員会活動を通じて、監査業務に貢献しています。

日本の公認会計士以外の資格保有者の人数(単位:人)



②当社では、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。

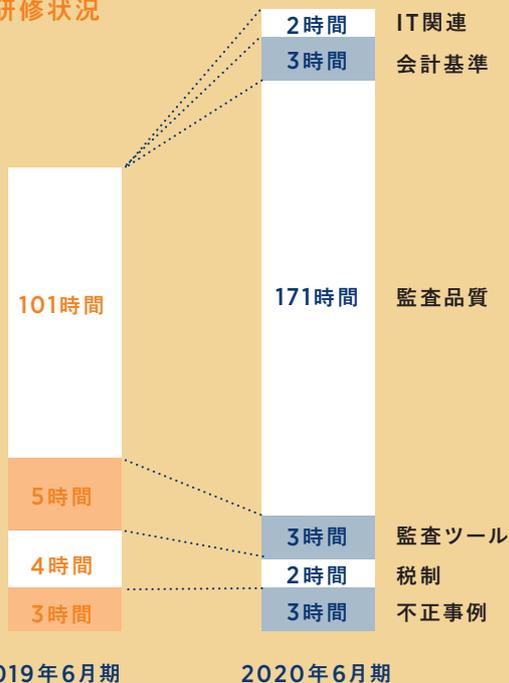
教育・訓練に関する研修計画は、監査サポート部長である研修担当理事が研修委員会の立案により理事会に上程し、審議を経てこれを実施しています。

なお、日本公認会計士協会の会員たる公認会計士は、日本公認会計士協会の実施するCPEや当社が独自で実施しているCPE等の履修状況を管理されており、年間40単位を満たしていない者は、監査に従事させないこととしています。当社の独自の研修状況はITコントロールがなされており、架空のCPE申請は行えない体制となっております。

専門要員を対象とした監査研修の回数



テーマ別研修状況

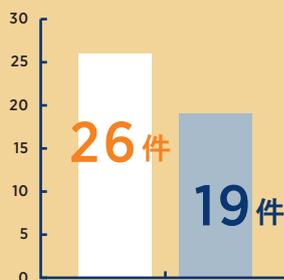


(注) 今後、専門要員の中でもパートナーやマネージャー等を対象とした研修やIT関連の研修は増加させる予定であります。

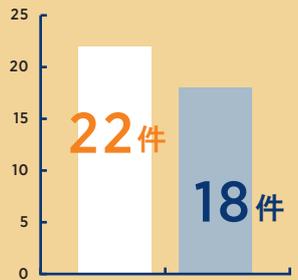
定期的な検証の実施状況

■ 2019年6月期 ■ 2020年6月期

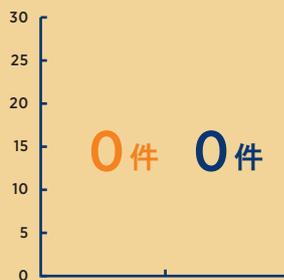
定期的な検証実施件数



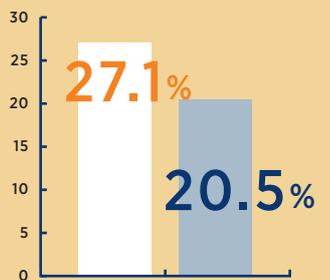
定期的な検証担当者数



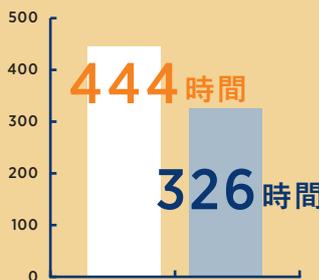
重要な指摘事項があった件数



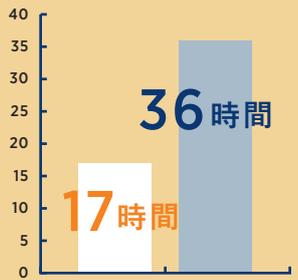
監査業務カバー率



定期的な検証におけるレビューアの執務時間



1社当たりのレビューアの執務時間



業務の実施

1. 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当社は、監査業務の質を合理的に確保するための監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を、品質管理規程及び品質管理マニュアルにおいて定めています。

また、監査マニュアル及び監査実施上のガイダンス並びに諸監査ツールを開発・整備して専門要員に対して研修の上、使用させています。

これらのマニュアルには、監査の実施・査閲等の実施基準が定められています。

当社では、監査業務終了後に深度の深い定期的な検証を実施し、監査従事者の監査レベルを上げることを目的として監査品質の向上に結びつけております。

このため、2020年6月期においては、定期的な検証を実施する会社数を減らしてでも1社当たりのレビューアの執務時間を増加させるようにいたしました。

2. 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当社では、監査上の諸問題解決に必要であると判断された結果、専門的な見解の問合せを行う場合があります。

この場合、監査チームは協議又は書面審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定められています。

監査チームは、審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、専門的な見解の問合わせを活用しております。



専門的な見解の問合せの件数



3. 監査上の判断の相違

EP及びKAPは、エンゲージメント・チーム内、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又はEP及びKAPと監査業務に係る協議又は書面審査員との間で監査上の判断の相違が生じたときには、直ちに上級審査を受審しなければならず、EP及びKAPは上級審査の決議を尊重し、これに従って監査意見を表明しなければならないこととなっております。

4. 審査の方針及び手続

当社のすべての監査業務について、原則として監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査を受審し、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしています。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」を定めております。

当社では、監査サポート部に所属する者は原則として審査を行わず、監査業務部に属するパートナーが協議審査員として予め指名されており、協議審査員の指名は、該当するクライアントの監査上の難易度等を勘案して、組織運営委員会の発案により理事会により決定されることになっております。

協議審査員の人員数

監査サポート部の人員は含みません。



品質管理システムの監視

当社は、品質管理のシステムの監視を行う者として、十分かつ適切な経験を有する者を品質管理システム管理者に選任しています。品質管理のシステムの監視は、品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施されます。

また、品質管理のシステムの監視は、通常、日常的監視と定期的な検証から構成され、品質管理システム管理者による品質管理のシステムの日常的監視が実施されています。

定期的検証のサイクルは、通常3年を超えない期間としています。一つの検証サイクルの中では各社員の人事考課のために、全社員に対して少なくとも、一つの監査業務等が検証の対象として選定されます。大会社等以外の関与先についても、3年を超えない期間としますが、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている関与先、非常に小規模な関与先については、検証の対象外としています。

検証の対象となる会社等における監査業務又は監査業務に係る審査を実施する者は、その監査業務の定期的な検証に関与いたしません。

したがって、親会社とその子会社等の監査業務又は監査業務に係る審査を実施する者がそれぞれ異なる場合には関与できるものとしています。

セキュリティ・ポリシーとITグループ

情報管理の最終責任は、理事長がこれを負っております。但し、その実行、管理に当たっては、セキュリティ責任者を任命してITサポートチームを中心に実施しています。情報セキュリティ責任者(現状ではITサポートグループ長の特定社員を指名しています。)の下には、情報セキュリティマネジャーを置き、さらに必要に応じて日常的業務を担当するため、担当職員を置き4名体制で管理しています。

社内へのメッセージ並びに健康管理

理事長をはじめとする理事からは、当社の監査に従事するメンバーに対して、定期的及び必要と認めた都度随時に監査品質の重要性についてメッセージが伝えられています。

メッセージの中には健康に関するものも含まれており、当社と提携している医療機関において毎年1回は定期的健康診断を実施することとしています。

特に近年では社会全体では、メンタル面で体調を崩している方が多いことから、特に注意を払っており、毎年9月にストレスチェックを実施しています。

健康診断実施状況

	2019年6月期	2020年6月期
対象者	84人	77人
実施者	83人	71人

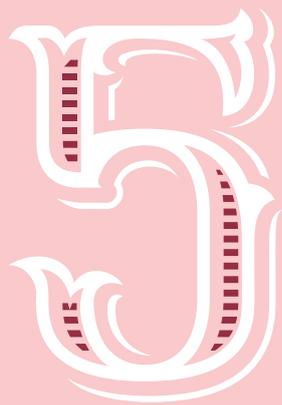
通報制度

当社は、内部通報規程及び外部通報規程に基づき、次の事項に関して、監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、ホームページ上に通報制度を設けております。

不服と疑義の申立てがあった場合には、理事長の指名により、顧問弁護士及び通報の対象となった保証業務等に従事していない社員(特定社員を除く。)との管理下において、書面により事実関係調査結果を残すものとしています。

- ①業務実施者の不適切な行為、判断及び意見表明並びに関連する法令に対する違反など、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に違反している保証業務等に関する不服と疑義の申立て
- ②当社が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て





外部機関による モニタリング

当社が所属する Kreston Internationalでの 品質管理レビュー

当社は、Kreston International（本部はイギリス・ロンドン）のメンバーファームとなっておりますので、当社が適切な品質管理の下に監査が実施されているかどうかという点で、品質管理レビューを2018年8月に受けており、問題点はない旨の書面を受領しております。

日本公認会計士協会による 品質管理レビュー

日本公認会計士協会(Japanese Institute of Certified Public Accountants=JICPA)による品質管理レビューは、3年に1度のサイクルで実施されており、当社は直近においては2020年9月から10月にかけて品質管理レビューを受けております。

過去の日本公認会計士協会による品質管理レビュー実施状況並びに結論は以下のとおりであります。

過去の日本公認会計士協会による 品質管理レビュー実施上状況並びに結論

2017年 11月	定期的レビュー	限定事項 がない結論
2018年 12月	フォローアップレビュー	改善の不十分な 事項のない確認結果
2020年 12月	定期的レビュー	重要な不備事項 のない実施結果





公認会計士・監査審査会による 検査

公認会計士・監査審査会(Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board=CPAAOB)は、公認会計士法に基づき、品質管理レビューに対する審査及び検査を実施している、金融庁に設置されている独立の行政機関です。

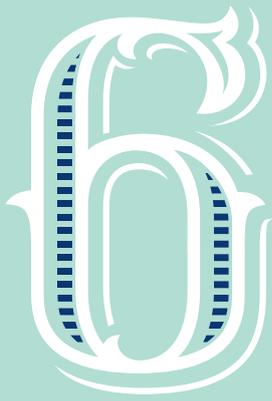
公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査するだけでなく、当社のように会計監査を実施している法人に対して立入検査を実施します。

立入検査の結果、品質管理システムや個別の監査業務において不備があると認められた場合には、検査結果通知書により改善が促されることとなります。

CPAAOBの立入検査は、JICPAの品質管理レビューの実効性を担保し、公共的立場から適切な監査の実行を促すものであります。立入検査の結果、監査の品質管理が著しく不十分であった場合や監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合等においては、業務の適正な運営を確保するための必要な行政措置を促すように金融庁長官に勧告することとなります。

金融庁はその勧告により、戒告・業務改善命令・業務の全部または一部の停止・解散命令・課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

当社は、金融庁による立入検査は2019年春から夏にかけて実施されましたが、その結果による勧告や行政処分は受けておりません。



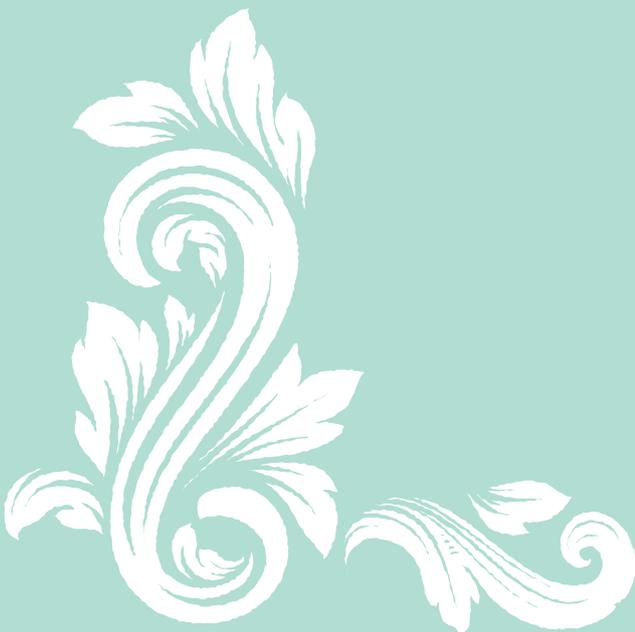
海外ネットワーク

Kreston Internationalの概要

当社は2015年2月6日に世界第12位(2017年2月時点)の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナル(Kreston International)に正式メンバーとして加盟しました。

クレストン・インターナショナルは、世界110か国に総勢23,000名を超えるプロフェッショナルスタッフを擁するグローバルネットワークであります。

監査、税務、アドバイザリー(コーポレートファイナンス)、リスクコンサルティングサービス等を提供しています。また、クレストン・インターナショナルは、中小規模の事業会社及びミッドマーケット市場における信頼できるアドバイザーであり、独立した会計プロフェッショナルの国際ネットワークを通じて組織及び個人に、ビジネス上の目標・要望を達成する支援を行っています。また、会計プロフェッショナルは信頼、継続性、イノベーションに基づき、クライアントとの関係構築を行っています。アーク有限責任監査法人は各国に所属する他のクレストン・インターナショナル(Kreston International)のメンバーファームと互いに連携することでクライアントの海外進出をはじめとする様々なニーズに対応でき、グローバルな視点を持った高品質な監査サービスの提供が可能となっています。





拠点数

110か国に展開しており、約200法人が加入しています。

人員数

23,000人の専門家が所属しております。

ジャパングレス

アーク有限責任監査法人、八重洲監査法人、OC & Associatesで構成されるクレストン・ジャパン(Kreston Japan)では、3社が報告日においては相互に連携をしながら日本企業及び多国籍企業に対して幅広いサービスを提供しております。監査サービスや会計・給与計算のアウトソーシングサービスが最も一般的なサービスです。貴社の要望に合わせてサービスをカスタマイズすることも可能となっております。

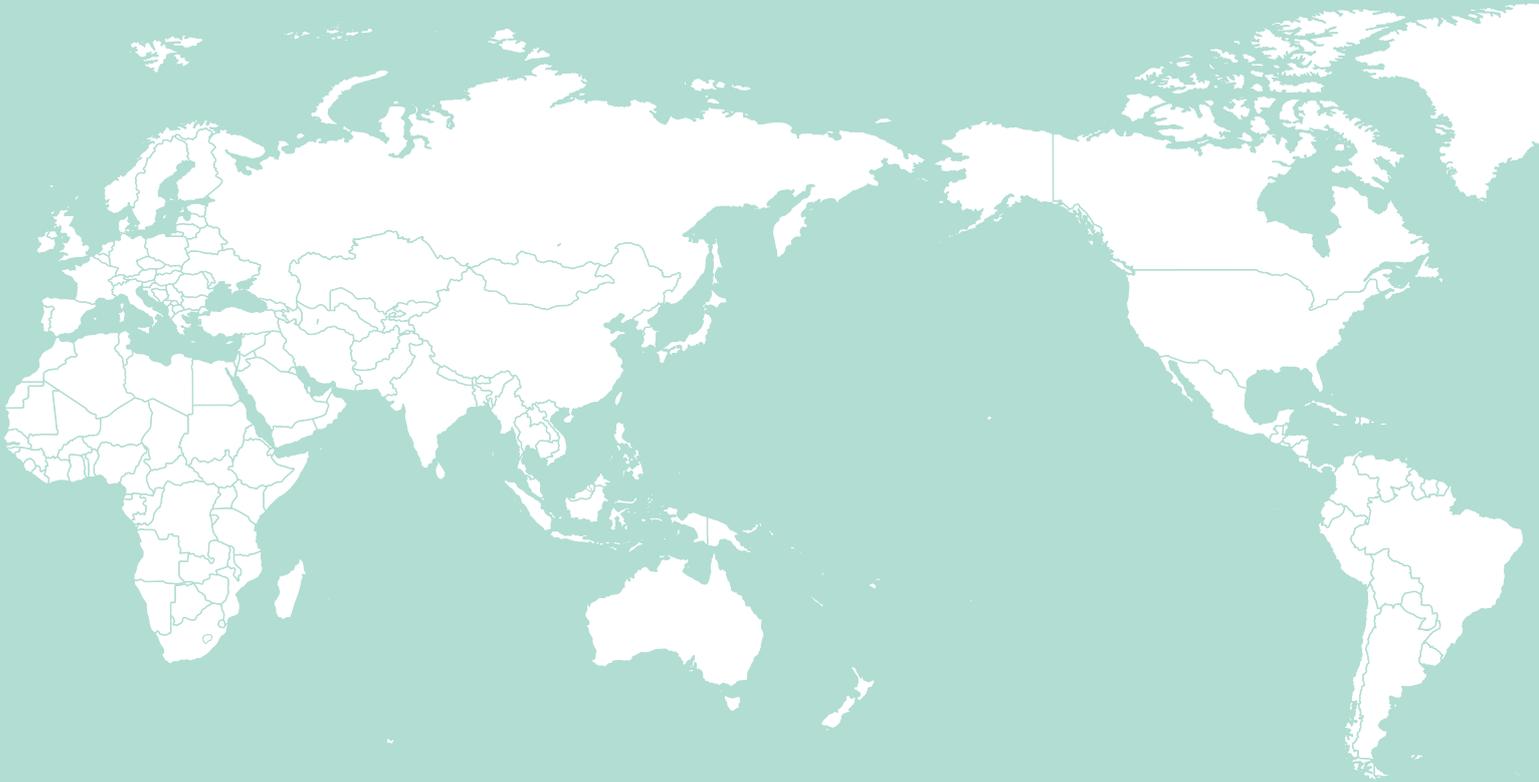
グループ監査への対応

現在及び今後において要求される監査基準においては、グループ監査への対応が要求されますが、監査指示書の送付だけでなく、ZOOMなどによる現地の監査人とのミーティングが不可欠なものとしています。

現地の監査人とのミーティングは、監査計画段階・監査の実施段階・監査結果のまとめ段階などそれぞれの時点で、往査やZOOMなどによるビデオ会議あるいはEメールなどで実施されます。

当社では、英語だけでなく中国語も対応可能なものとなっており、現地の監査人とのコミュニケーションも円滑に進められる体制が整っています。

また、過去複数期間の海外拠点の財務数値を基礎として、趨勢分析及び異常点解析を行い、不正リスク回避に役立っています。これは、重要な拠点に限らず行うこととしています。





法人概要

名称

アーク有限責任監査法人(英文名 ARK LLC)

<https://www.ark-audit.com/>

監査法人の沿革

- 1975年4月1日** 大阪府大阪市に
近畿第一監査法人を設立
文京区本郷に聖橋監査法人を設立
- 1982年8月17日** 中央区八重洲に明治監査法人を設立
- 2004年3月3日** 東京都新宿区西新宿に
アーク監査法人を設立
- 2016年1月4日** 明治監査法人とアーク監査法人が
合併し、明治アーク監査法人となる
- 2016年7月1日** 聖橋監査法人と
明治アーク監査法人が合併
- 2019年7月1日** アーク有限責任監査法人に名称変更
- 2020年7月1日** 近畿第一監査法人と
アーク有限責任監査法人が合併





理事長

三浦昭彦

所在地

新宿本社及び東京オフィス

〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-23-3 廣和ビル
電話 03-3342-5967(代表)
FAX 03-3342-5972

札幌オフィス

〒060-0042
北海道札幌市中央区大通西10丁目4番地 南大通ビル
電話 011-212-1834
FAX 011-212-1835

浜松オフィス

〒430-0933
静岡県浜松市中区鍛冶町140番地 浜松Cビル
電話 053-456-0070
FAX 053-456-0071

大阪オフィス

〒540-0012
大阪府大阪市中央区谷町1丁目2番6号 京阪谷町ビル
電話 06-6232-8572
FAX 06-6232-8573

財務データ

当社は、2020年6月期から有限責任監査法人となりましたので、2020年版においては、前期比較を行っておりません。

貸借対照表(単位:千円) 2020年6月30日現在

科目	金額	科目	金額
現金及び預金	338,729	流動負債	310,708
その他流動資産	87,605	固定負債	173,599
有形固定資産	43,940	負債合計	484,307
無形固定資産	11,687	資本金	50,000
投資その他の資産	97,146	純資産合計	94,801
資産合計	579,108	負債及び純資産合計	579,108

損益計算書 2019年7月1日から 2020年6月30日まで(単位:千円)

科目	金額
業務収入	1,435,119
業務費用	1,421,420
営業利益	13,699
営業外収益	134
営業外費用	2,172
経常利益	11,661
特別損失	5,790
税引前当期純利益	5,870
法人税、住民税及び事業税	427
法人税等調整額	2,521
当期純利益	2,921

被監査会社数

2020年6月末

監査根拠法	クライアント数
金融商品取引法監査・会社法監査	35法人
会社法監査	17法人
学校法人監査	6法人
労働組合監査	5組合
その他法定監査	3法人
その他任意監査	15法人
計	81法人

上場会社等主要な被監査会社名

2020年9月1日現在における当社の上場企業等の被監査会社は以下のとおりです。

なお、被監査会社の名称については2020年9月1日現在のものを掲載しています。

金融商品取引法及び会社法監査

大日本印刷株式会社

ニチモウ株式会社

株式会社パイロットコーポレーション

丸善CHIホールディングス株式会社

株式会社小糸製作所

科研製薬株式会社

株式会社エコス

株式会社河合楽器製作所

株式会社東光高岳

日産東京販売ホールディングス株式会社

タカラスタンダード株式会社

株式会社ファーストロジック

株式会社ナカヨ

岡部株式会社

株式会社チノー

リズム時計工業株式会社

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

天昇電気工業株式会社

ロンシール工業株式会社

日本ピグメント株式会社

株式会社アサヒペン

ナラサキ産業株式会社

株式会社宇野澤組鐵工所

株式会社光陽社

株式会社アルメディア

タケダ機械株式会社

滝沢ハム株式会社

株式会社フジトミ

株式会社桜井製作所

株式会社ニッピ

Mipox株式会社

株式会社ホロン

東京日産コンピュータシステム株式会社

株式会社ヤマザキ

株式会社重松製作所

日本電計株式会社

アトムリビンテック株式会社

株式会社ティムコ

株式会社パピレス

株式会社ディーエムエス

三井精機工業株式会社



会社法監査

株式会社毎日新聞グループホールディングス
株式会社毎日新聞社
株式会社Z会ホールディングス
大日本商事株式会社
丸善雄松堂株式会社
株式会社丸善ジュンク堂書店
株式会社DNPファインケミカル
株式会社DNPロジスティクス
ディー・エー・ピー・テクノロジー株式会社
株式会社DNPテクノバック
株式会社DNPアカウンティングサービス
株式会社DNPデータテクノ
小糸九州株式会社
トーカドエナジー株式会社
第一中央汽船株式会社
株式会社シーディーアイ
三信建設工業株式会社
港南四丁目開発株式会社
日本ライトン株式会社
株式会社東和エンジニアリング
株式会社全管協SSIホールディングス
ジャパントラスト債権回収株式会社
株式会社近畿しんきんカード
中山鋼業株式会社

公益法人等及び独立行政法人

公益社団法人日本プロサッカーリーグ
公益財団法人三越厚生事業団
一般財団法人生産技術研究奨励会
会計教育研修機構
一般社団法人日本チタン協会
一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団
独立行政法人国立青少年教育振興機構

学校法人

学校法人愛国学園
学校法人SBI大学
学校法人京都文教学園
学校法人信愛学園
学校法人愛隣学園
学校法人佐原みどり学園
学校法人光の子学園
学校法人一翠学園



監査法人のガバナンス・コードへの対応状況について

当社は、2017年3月31日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を全面的に採用しております。

詳細はホームページの詳細部分をご覧ください。

原則01 監査法人が果たすべき役割

当社の目的は、公正で厳格な監査を適正な費用で提供することにより、企業の信頼性の向上と安心できる社会の実現に向け、企業の長期的な成長と発展をサポートすることにあります。

また、日本経済の活性化に監査を通じて貢献することが、当社の社会的役割であると考えております。

業務執行社員が補助者の意見を受け入れる風土を重視しており、業務執行社員が単独でクライアントとの打ち合わせを行い、会計処理等を決めてしまうことは禁止しています。

また、会計監査の品質を持続的に向上させるために、独自の研修プログラムを作成しています。





原則02 組織体制の強化

一般事業会社の取締役会に相当する理事会が、経営の方向性並びに業務運営方針を決定する意思決定機関として、また、同時に執行機関として位置付けられ実行しております。ただし、ガバナンスの観点からも理事会だけで実行できる項目は限定されており、最終的な意思決定機関は社員会となっております。

原則03 経営機能の監督・評価

当社の規模は大手監査法人と比較してかなり小さく、構成員の業務内容まで目が行き届いておりますが、理事会による運営が適切であるかどうかを判断してもらうために監事会を設定しております。なお、監事会のうち1名は、独立性を有する第三者を選任しております。

原則04 業務体制の整備

当社では、組織的な運営を実効的に行うために、理事間での意思疎通だけでなく、各監査業務を執行している業務執行社員との意思疎通を積極的に行うようにしております。また、当社の重要な財産である人材には、積極的に投資するという経営方針であります。

原則05 透明性の確保

当社は、ガバナンス・コードの適用状況についてはホームページで開示することにより、資本市場参加者が適切に評価することができるであろうし、当社に対しての問い合わせも可能であるから、外部者から評価されることも可能な体制が整えられています。

